

審議会等の会議結果報告

1 会議名	第3回 津市出張所機能の在り方検討懇話会
2 開催日時	令和7年11月25日(火) 午御3時から午後4時まで
3 開催場所	津市本庁舎 4階庁議室
4 出席した者の氏名	(津市出張所機能の在り方検討懇話会委員) 委員長 川上 哲 副委員長 岸野 隆夫 委員 奥田 寛次、織田 充彦、小松 尚、福田 政一 (関係者) 教育委員会事務局教育総務部生涯学習課 生涯学習・公民館事業担当副参事(兼)中央公民館長 木田 実 (事務局) 地域連携課交流連携担当参事 鎌田 健一 地域連携課長 瀬古 卓弘 地域連携課対話連携担当主幹 山崎 健一 地域連携課対話連携担当副主幹 網本 いずみ 地域連携課対話連携主査 山下 翔
5 内容	(1) 第2回懇話会で頂いた意見に対する整理について (2) 津市出張所機能の在り方検討に関する報告書(案)について (3) その他
6 公開又は非公開	公開
7 傍聴者の数	0人
8 担当	地域連携課対話連携担当 電話番号 059-229-3110 E-mail 229-3110@city.tsu.lg.jp

・議事の内容 別紙のとおり

事務局

本日は大変お忙しい中、御出席いただきありがとうございます。
ただいまより、第3回津市出張所機能の在り方検討懇話会を開催させていただきます。

本日の懇話会ですが、構成委員6名のうち5名の出席を頂いていることから、津市出張所機能の在り方検討懇話会設置要綱第6条第2項の規定に基づき、成立していることを報告します。

また、本懇話会は津市情報公開条例第23条の規定に基づき公開となっておりますので御承知おきください。

続いて、本日の懇話会では、出張所機能の集約先と考えております公民館を所管しています教育委員会事務局教育総務部生涯学習課から、木田生涯学習・公民館事業担当副参事（兼）中央公民館長に同要綱第7条の規定に基づいて参加いただいています。

※ 小松委員はリモートで午後3時15分頃から入室。

木田副参事

よろしく申し上げます。

事務局

それでは、事項書に基づき、懇話会を進めていきたいと思えます。会議の進行は、設置要綱第6条の規定より、懇話会の会議は委員長が議長となると規定されていますので、ここからは川上委員長に議長を務めていただきたいと思います。

川上委員長、よろしくお願ひいたします。

川上委員長

それでは、事項書に基づき、事務局に説明を求めたいと思えます。

事務局

説明に入る前に、本日の資料について説明をします。

A4判横のカラー印刷の資料「第3回出張所機能の在り方検討懇話会 資料」をお願いします。

本日の資料ですが、第2回懇話会資料に追記、修正したページはオレンジ色のタイトル、修正等がないページは青色のタイトル、前回のスライドを修正した箇所については修正箇所の背景を水色としています。

1ページをお願いします。

本年10月14日に開催した第2回懇話会で、懇話会委員の皆様から頂いた意見について、それぞれ4項目に分けて整理をし、その内容を令和7年11月13日付け文書で委員の皆様へ送付しました。本資料は、その整理内容を基に、第2回懇話会の資料を修正、追記をしたものです。

2ページは、出張所の集約に係る考え方を津地域と津地域以外に分けて記載していますが、集約について表記が分かりにくい部分がありましたので、津地域は出張所そのものを基幹出張所へ集約する、津地域以外は出張所を廃止して出張所の機能を隣接・併設する施設に集約することを明記しました。

3ページと4ページは、津地域における出張所の集約について記載をしたものですが、このことについて、第2回懇話会で御意

見がありましたので、5ページ以降に整理した内容を記載しています。

津地域における出張所の集約について頂いた意見はこちらの4項目となります。

6ページの(1)地域の理解について「津地域は3か所の基幹出張所に出張所を集約した結果、集約先施設まで遠くなってしまいう市民が出ることになる。高齢者が増える中、地域はこの案を受け入れるのか。」という御意見がありました。第2回懇話会でも考え方を説明しましたが、集約にあっては様々な御意見を頂くかと思えます。このことについては、基幹出張所が設置された経緯を踏まえ、各出張所の利用状況及び施設の状況などから検討した内容を丁寧に説明していきます。

続いて、(2)出張所の集約先の負担について「津地域は3か所の基幹出張所に出張所を集約した結果、基幹出張所の業務量が増えることが想定されるが、基幹出張所で対応ができるのか。」という御意見がありましたので、一身田、神戸、高茶屋の各基幹出張所長に改めてヒアリングを行ったところ「他の出張所への応援業務がなくなるため、現状の人数程度が配置されれば対応が可能であるが、集約により来客が増えることが見込まれることを考えると、証明書発行に使用するシステム端末の数が少ないのではないか。そのことに伴い来所者の待ち時間が増加するのではないか。」という意見がありました。

7ページをお願いします。

基幹出張所のうち一身田出張所を例にしますが、現在、一身田出張所には8名の職員が配置されており、そのうち、他の出張所への応援や休暇を取得する職員がいることから、一身田出張所で勤務する職員数として最低3名を確保しています。

この3名の職員数に対して、集約後は集約元からの業務が増加することが見込まれますので、1日4～5名体制を確保するため、1出張所当たり6名の配置としてはどうかと整理しました。

ただし、一身田出張所は現在も一身田公民館との複合施設であり、現在も出張所職員のうち3名は公民館併任の職員となっていますので、7名の配置としてはどうかと整理し、8ページのようにまとめました。

8ページをお願いします。

津地域の出張所の職員数とシステムの端末の配置について整理した内容をまとめました。

まず、職員数については、現在44名を配置していますが、集約後の考え方によると19名の配置となり、25名の削減が見込まれます。

また、システム端末については、現在、12施設に住基系端末を13機、戸籍系端末を12機の合計25機を設置していますが、集約後は業務量の増を勘案し、3施設に住基系端末、戸籍系端末をそれぞれ2機ずつ設置することで合計12機の設置となり、13機の削減が見込まれます。

このように、業務量に応じた人員として6名又は7名、システム端末の数を12機としてはどうかと整理をしました。

9ページの(3)津地域と津地域以外の出張所の集約の在り方について「津地域以外は隣接・併設する施設に集約することで出張所がなくなっても出張所機能は残るが、津地域は基幹出張所に集約することで出張所の数が減ることになるので、これまで津地域だけが出張所が多かったという理解をされる可能性があることから、整理が必要ではないのか。」という御意見がありました。9ページと10ページを合わせて御覧ください。

今回の出張所機能の見直しは、施設の老朽化、業務量の減少、職員配置が困難という出張所の抱える課題へ対応するために検討をしてきたものです。

津地域については、出張所を基幹出張所に集約することで出張所までの距離が遠くなるものの、対応できる業務は現行のままとし、津地域以外については、出張所を廃止し、出張所の機能を隣接・併設する施設に集約することで出張所機能を持つ施設数は現行のままであるものの、対応できる業務は主に相談窓口機能及び地域と行政との連絡調整機能と考えたものです。

また、証明書発行業務についてはマルチコピー機を利用させていただくこととし、コンビニエンスストアが近くにない地域には機能を集約する施設にマルチコピー機を設置するという整理をしたものです。

11ページの(4)施設面の課題について「神戸出張所に出張所を集約することについて、神戸出張所の老朽化をどのように整理するのか。」という御意見がありました。施設の老朽化という観点から令和6年に改修した安東出張所への集約が考えられますが、安東出張所は基幹出張所として想定されていなかったため面積が狭く、集約後の出張所とした場合、執務室の面積が不足してしまいます。一方で、神戸出張所は施設が老朽化しているものの、修繕を行い耐久性の向上を継続して図っているなど施設の利用に特段の問題はありません。

また、神戸出張所は西部地区の4出張所の中で執務室の面積が一番広く、業務量が最も多い出張所です。

神戸出張所は西部地区の中心に位置し、神戸出張所に次いで業務量の多い片田出張所から見ても安東出張所より近い場所に位置することから市民の利便性が一定程度保たれること、施設の耐久性の向上を継続して図っていることから、神戸出張所を集約先としてはどうかと整理しました。

一方で、神戸出張所を含めた基幹出張所については、情報技術の進展に応じたサービス提供方法や体制等を継続して検討していくことが必要であると整理をしました。

12ページをお願いします。

津地域以外の出張所のうち、栗葉、榊原、千里ヶ丘、波瀬、家城、大三、倭、八ツ山の8出張所の機能の集約について、改めて13ページ及び14ページのとおり整理をしました。

13ページをお願いします。

集約後の職員配置について「集約先に職員が何名必要になると想定しているのか。公民館に配置されている職員とは別に職員を配置することは現行の公民館職員で対応可能な業務もあり、新たな人員の配置は厳しい。公民館に配置されている職員とは別に職員を配置することについて、業務量に応じた職員配置が必要ではないのか。」という御意見がありましたので、本ページの下の方のとおり、二つの施設に配置している合計4名を3名に減員するというように、施設全体で減員をしてはどうかと整理をしました。

14ページをお願いします。

白山地域を例に説明をします。公民館を所管する生涯学習課に確認をしたところ、白山地域の公民館には職員が2名配置されており、本ページの「現在」と書いてある表の職員Aと職員Bの配置のように、週休日や休暇取得により1名体制で執務する日が週に2日あることが分かりました。

この1名体制で執務する日も、事業によっては公民館職員が講座に常駐することがあり、その場合、事務室に「職員不在」の表示をして対応をしていることが分かりました。このような場合、人員がおらず出張所の業務を公民館で行うことはできないため、職員の配置が必要であることが改めて分かりました。そこで、出張所に配置されている職員Cを公民館に配置してはどうかと考えました。

このように、人員体制については出張所と公民館の二つの施設全体で減員を図りながら、公民館の業務に加えて出張所機能の一部を継続してはどうか。また、人員の配置は今後の状況を見ながら随時見直しを図ってはどうかと整理をしました。

18ページをお願いします。

第2回懇話会において、証明書発行等機能は郵便局への委託ではなくマルチコピー機の設置により対応をしてはどうかと整理をしましたが、郵便局への業務委託について「郵便局への業務委託がうまくいっている自治体はあるのか。」という御意見がありましたので、多治見市の事例と伊賀市の事例を紹介します。

多治見市では、津市における出張所に当たる地区事務所を設置していますが、窓口開設時間が午前9時から午後1時までであり、利用者にとっては窓口開設時間が短く利便性が悪いという問題がありました。郵便局への業務委託により証明書が発行できる時間が拡大し、市民の利便性が上がり、地区事務所に配置していた職員の人件費の削減にもつながったという事例がありました。

また、伊賀市においては、行政窓口がない地域において2年間の実証実験を経て郵便局への業務委託を実施しています。これまでできなかった証明書の発行が郵便局への委託により可能となったことから、住民の利便性が上がったという事例がありました。

これらの事例から、郵便局への業務委託は、コンビニエンスストアのない地域やなくなった地域において証明書発行等機能を継続するために有効な手段ではないかと考えられます。

19ページをお願いします。

マルチコピー機のコストについて「マルチコピー機の導入にあってはリースを考えてはどうか。」との御意見がありましたので、リースした場合のコストを算出し、表を修正しました。

リースによるマルチコピー機の導入となりますので、イニシャルコストは下がりますが、リース料が加算されることによるランニングコストの上昇により、イニシャルコストとランニングコストを合計すると郵便局への業務委託の方が安価になることが分かりました。コストの詳細は20ページのとおりとなります。

また、一方で、マルチコピー機を導入した場合に削減できる経費について改めて算出したところ、21ページのとおりとなりました。

21ページをお願いします。

マルチコピー機の導入による人件費及び消耗品等の減額分を精査したところ、こちらの表のとおりとなり、約8,900万円の減額が見込まれることが改めて分かりました。

マルチコピー機の導入により一定の経費がランニングコストとして必要にはなりますが、減額となる経費が約8,900万円見込まれますので、こちらも考慮して検討を進めたいと思います。

22ページをお願いします。

第2回懇話会において、マルチコピー機について御意見がありましたので、それぞれ4項目に分けて整理をしました。

23ページの(1)マルチコピー機の必要性について「マルチコピー機を導入しても利用されるのかという不安がある。提案された施設全てに導入しなくてもいいのではないか。」という御意見がありました。出張所によって証明書発行件数に違いはあるものの、証明書の発行のニーズはある状況です。マルチコピー機を設置しないとした場合で、地域にコンビニエンスストアがない場合、証明書の発行ができなくなってしまい、住民の利便性が下がってしまうことが考えられます。

このことから、集約に当たりマルチコピー機を設置し、ニーズに伝えていきたいと考えます。ただし、第2回懇話会でも御意見がありましたが、現在、証明書自体のデジタル化が進んでいく過渡期であるとも考えられますので、マルチコピー機の利用の状況等も考慮しながら、リース期間等も含め、設置の継続を改めて検討していきたいと整理をしました。

24ページの(2)出張所に係るコストについて「徒歩圏内である出張所からの半径800メートルの範囲内にコンビニエンスストアが立地している場合、具体的な理由がないのであれば例外を設けずマルチコピー機を設置しないという整理をするべきではないか。」という御意見がありましたので、公平性の観点から、集約先の施設から近隣のコンビニエンスストアまでの距離が800メートル以内である場合はマルチコピー機を設置しないとする基準を例外なく適用することとしました。

このことから、改めて25ページのとおり整理し、マルチコピー

一機の設置は千里ヶ丘公民館、家城公民館及び大三公民館を除く11施設としてはどうかと改めて整理しました。

26ページをお願いします。

マルチコピー機を導入した場合の業務1件当たりのコストについて御意見がありました。リースの場合も含め、それぞれコストを算出したところ、リースの場合は最もコストの低い出張所で1件当たり約1,400円、最もコストの高い出張所で1件当たり約1万2,100円、平均で1件当たり約6,500円となっています。

購入の場合は、最もコストの低い出張所で1件当たり約1,200円、最もコストの高い出張所で1件当たり約1万300円、平均で1件当たり約5,800円となっています。

なお、現状では最もコストの低い出張所で1件当たり約570円、最もコストの高い出張所で1件当たり約4,900円、平均で1件当たり約2,700円となっています。

27ページをお願いします。

設置に係るコストについて「マルチコピー機の導入に当たりリースは考えていないのか。リースの場合、購入の場合よりもコストが高くなるが、途中でやめることができるなどのメリットがある。」という御意見がありました。マルチコピー機を長期間で使用する場合、リースより購入のほうが費用は抑えられますが、リースの場合は負担する費用がリース期間において平準化され、初期導入費用が抑えられるだけでなく、機械のメンテナンスも合わせた対応ができること、マルチコピー機の利用状況を踏まえた設置施設の見直しや、今後、デジタル化により紙の証明書が不要となる等、証明書発行業務の在り方に変化が生じた場合にも状況に応じて柔軟に対応ができることから、リースで対応してはどうかと改めて整理しました。

28ページをお願いします。

これまで検討してきた内容についてコスト比較をしました。

現在、出張所においては年間約2億4千750万円の経費が掛かっています。それに対し、①のとおり証明書等発行に使用している住基系端末、戸籍系端末、行政ファクスを引き続き集約先の施設に設置し証明書の発行業務を行った場合、約1億7千90万円の経費が必要となります。

また、②のとおり集約先の施設にマルチコピー機を設置し証明書の発行業務を行った場合、約1億6千90万円の経費が必要となります。

次に、③のとおり証明書の発行を郵便局に業務委託する場合、約1億5千300万円の経費が必要となることが分かりました。

この表のとおり、コストの比較をしますと、集約先の施設にマルチコピー機を設置して証明書の発行を行うほうが現行の方法で機能を集約するよりもコストが掛からないことが分かりました。

29ページの(3)証明書発行等の手段について「マルチコピー機を導入した場合、来所者にとっては職員がいるのになぜマル

「マルチコピー機で証明書を発行しなければならないのかと感ずるのではないのか。」「既設の専用回線が既に敷設されているのでマルチコピー機を置かずに現状のシステムで証明書を発行するということは考えられないのか。また、経費も掛からないのではないのか。」という御意見がありました。出張所で発行している証明書の内訳はマルチコピー機で対応できる業務の割合が大きいこと、また、発行件数自体は減少してはいますが、ニーズそのものはなくなっていないため、発行手段としてマルチコピー機を設置して対応してはどうかと整理をしたことについては、先ほど説明をしたとおりです。

この整理をする中で、出張所機能の集約先の施設にマルチコピー機を設置せずに、証明書の発行をコンビニエンスストアのマルチコピー機で行うことも検討しましたが、コンビニエンスストアまでが遠い市民にとっては証明書等の発行が難しくなります。

また、住基系端末、戸籍系端末の専用回線は出張所には敷設されていますが、集約先の施設は敷設されていないため新規に敷設する必要があり、端末の移設が必要となるだけでなく、証明書を発行するには二人体制でチェックする必要があるため職員を別途配置する必要があります。

これらのことから、地域住民の利便性を確保しつつ、コストを抑えるためマルチコピー機を証明書発行等の手段としてはどうかと整理しました。

なお、作業量や費用等、条件の良い方法があれば今後も検討していくこととしたいと思います。

30ページをお願いします。

郵便局への業務委託についての検討のまとめとして、第2回懇話会で頂いた意見を整理し、改めてこちらの機能面、コスト面の表のうち、コスト面の記載についてマルチコピー機をリースの場合で整理した内容に変更しました。

機能面については、郵便局への業務委託のほうが対応できる業務量が多いですが、相談機能や地域団体と行政との連絡調整機能は郵便局では対応ができないこと、また、他の自治体では業務委託をやめたり、検討するものの委託に至らなかったというケースがあったことについては、第2回懇話会で説明したとおりです。

一方で、コスト面ですが、イニシャルコストはマルチコピー機のほうが有利になりますが、ランニングコスト及びトータルコストは郵便局のほうが有利になりますので、そのように記載を変更しています。

しかしながら、郵便局への業務委託はワンストップ対応ができないなど市民の利便性に問題があること、また、地域から求められている相談窓口機能、地域団体と行政との連絡調整機能は郵便局では対応ができないことから、郵便局への業務委託ではなく、マルチコピー機の設置による対応のほうが市民のニーズに合致するのではないかとすることを改めて整理をしました。

ただし、マルチコピー機の設置は、近隣のコンビニエンスストア

アの立地状況も考慮していくこととします。

以上、第2回懇話会で頂いた意見をもとに整理した内容を踏まえ、改めて検討結果を31ページ及び32ページのとおりお示しします。

31ページをお願いします。

出張所機能の集約については、津地域は基幹出張所に出張所を集約し、津地域以外では隣接・併設する施設に出張所機能を集約してはどうか。

32ページをお願いします。

出張所の業務として、津地域については現状の業務内容とし、津地域以外については相談窓口機能及び地域団体と行政との連絡調整機能に合わせて証明書発行機能をマルチコピー機で対応してはどうかとしますが、徒歩圏内にコンビニエンスストアが立地していない千里ヶ丘公民館、家城公民館及び大三公民館を除いた11施設にマルチコピー機を設置してはどうか。

人員の配置については、業務量に応じた配置をすることとし、現在の配置人数よりもトータルで減員を図っていくこととしてはどうかと整理をしました。

以上のとおり、事務局としての整理をしましたので懇話会委員の皆様にお示しをします。御意見等ございましたらよろしくお願ひします。

川上委員長

事務局からの説明は以上のとおりです。ただ今の説明に対し、御意見、御質問等ございませんか。

奥田委員

2点教えてください。

1点目はリースの値段です。何年リースかによって値段が変わる可能性もあると思いますが、何年で算出してもらったのでしょうか。例えば1年でやめるとなった場合、違約金は発生するのでしょうか。

事務局

一般的な機器は5年リースですし、リースを考えていく中で1年目、2年目の結果をもって考えていくのは早急かと思いましたが、5年で算出しています。

奥田委員

途中でやめることも可能ということですか。

事務局

状況によりませんが、途中でやめることとなった場合、違約金は発生すると思います。

奥田委員

ありがとうございます。場合によっては今後5年を3年、4年にする検討があるということですね。

事務局

おっしゃるとおりです。

奥田委員

2点目は、6ページに他の出張所への応援業務がなくなるため、

現状の人数程度が配置されれば対応が可能とありますが、基幹出張所からしっかり聞取りをして納得しているという理解で良いですか。

事務局 おっしゃるとおりです。

奥田委員 分かりました。ありがとうございます。

織田委員 第2回懇話会で私が言いたかったのは、2ページで津地域の出張所と津地域外の出張所の機能の集約の方法が違うということに対して、どうして違う方法での集約を考えたのか建付けが必要だという意味で申し上げたつもりだったのですが、今後、説明をしていく中では必要だと思います。

もう一つ、マルチコピー機での対応になっていくというお話でしたが、いきなりマルチコピー機を使ってくださいというのはどうかと思うので、1年くらい前に設置して、時間のある人には「マルチコピー機で取得してくれませんか。」とソフト的な対応をしても良いのではないかと思います。

事務局 ありがとうございます。委員の趣旨を理解不足のまま報告してしまい申し訳ありません。

津地域は人口、世帯数、証明書発行件数も多いことから、隣接・併設している施設も一部限られているということもあります。過去に基幹出張所を北部、西部、南部に設けたという経緯も踏まえながら三つにまとめていければと考えていますので、地域の皆様から御意見を頂く際に説明していければと感じました。整理はもっと深めていきたいと思います。

もう1点は、マルチコピー機をお試し期間で置いてみてはどうかという御意見かと思いますので考えていきたいと思います。

岸野副委員長 32ページの表で、「集約先へのマルチコピー機の設置」として、基幹出張所は既存のシステムでの対応となっています。美杉地域も既存の出張所から地域住民センター等へ名称が変わるだけですが、なぜ既存のシステムが利用できないのでしょうか。住民は「職員が居るのに何故マルチコピー機で証明書を発行しなければならないのか。」、「マイナンバーカードを忘れてたりして無駄なことをしなければならないようになってくるのではないか。」と考えると思うのですが、理由を教えてください。

事務局 美杉地域においても既存のシステムを使うことはできるのですが、業務量の違いと既存のシステムを使い続けていくコストの考え方がありますので、津地域と津地域以外を分けさせていただきました。

美杉地域の人からすれば何も変わらないという御意見は出てくると思いますので、私たちとしても丁寧に説明していくことになる

	<p>思います。</p>
岸野副委員長	<p>コストが違うということなのであれば、そこを強調して住民に説明をしていただきたいと思います。</p>
事務局	<p>ありがとうございます。</p>
福田委員	<p>マルチコピー機の話ですが、例えばマルチコピー機を導入する場合、現在の案では11施設に設置するとしていますが、導入にはどれくらいの期間が必要ですか。</p>
事務局	<p>業者に確認をしたところ、最低でも6か月は必要だという回答をもらっています。</p>
川上委員長	<p>ほかに御意見などございませんか。 小松委員からはいかがでしょうか。</p>
小松委員	<p>出席が遅れてしまい申し訳ございませんでした。 私からの意見等は特にありません。</p>
川上委員長	<p>ありがとうございます。 ほかに御意見などございませんか。</p> <p>(意見なし)</p>
川上委員長	<p>それでは引き続き、事項2、最終報告書(案)について、事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>事項書2、津市出張所機能の在り方検討に関する報告書(案)について説明をします。資料の津市出張所機能の在り方検討に関する報告書(案)をお願いします。</p> <p>第2回懇話会で津市出張所機能の在り方検討に関する報告書の骨子(案)をお示したところでしたが、検討内容への御意見を踏まえて、第2回懇話会までの内容をまとめ、報告書としては改めてこのようなイメージとしてはどうかと考えています。</p> <p>これまでの懇話会において頂いた内容を踏まえ、1 懇話会の設置目的、2 出張所の現状として、(1)出張所の概要、(2)出張所を取り巻く状況の変化、(3)津市公共施設総合管理計画個別施設計画における出張所の位置付け、3 出張所機能の在り方の検討として、(1)施設・機能の集約について、(2)職員の配置について、(3)証明書発行等機能についてを事務局から説明を受けた内容として記載します。</p> <p>続いて、4 出張所機能の在り方に係る意見として、(1)施設・機能の集約について、(2)職員の配置について、(3)証明書発行等機能についてに懇話会委員の皆様から頂いた意見を記載しま</p>

す。その上で、5 おわりにとして、出張所機能の在り方として検討した結果をまとめます。

最終報告書の骨子に係る説明は以上のとおりです。御意見等ございましたらよろしくお願ひします。

川上委員長 事務局からの説明は以上のとおりです。ただ今の事務局からの説明に対し、御意見、御質問等ございませんか。

福田委員 5ページの(オ)の部分ですが、織田委員からお話があった表現への修正が必要かと思ひます。

事務局 そのように直します。

織田委員 確認ですが、報告書は懇話会から市長への意見ということでよろしいですか。

事務局 そのように考えています。

織田委員 今の書き方ですと、懇話会としてこうあるべきではないかという項目が全くないのですが、よろしいですか。

川上委員長 私も織田委員が言われたように、委員会としてこういう方向性で報告しますという項目はないのかと思ひました。

事務局 懇話会は津市の出張所機能の在り方を検討するに当たり、広く意見を聴くという目的で設置されたものです。

どのような御意見があったか記載していくという建付けでこの形にしたのですが、報告書としてまとめるにあたり、「おわりに」ではなく「このようにしてはどうか」というスタイルに変えていくことでいかがでしょうか。

奥田委員 委員長がおっしゃっているのは、事務局から提案があって私たちが課題を投げ、その課題に対し検討してもらった結果、懇話会として考えられるベストはこれですということだと思ひます。

ただし、その意見は懇話会としては最良の案と考えるけれど、まだまだ状況が変わっていく中で、考えていけないといけないところでは行政に任せるイメージで終わるということをおっしゃっていると思ひます。

事務局 ありがとうございます。皆様から頂いた意見を参考にしながら、委員会としての意見のまとめを「おわりに」の前に入れさせていただきます。

川上委員長 ほかに御意見などございませんか。

(意見なし)

川上委員長 それでは引き続き、事項3、その他について、事務局に説明を求めます。

事務局 事項書の3、その他について説明をします。
今後のスケジュールについて説明をします。本日の懇話会終了後、これまでに頂いた御意見を踏まえ報告書案を作成します。
次回の開催となる第4回津市出張所機能の在り方懇話会は、令和8年2月上旬に開催し、報告書案に対し意見を頂きたいと考えています。
その後、第4回懇話会で頂いた意見を基に修正等を行い、報告書を完成させたいと考えていますがいかがでしょうか。

川上委員長 事務局からの説明は以上のとおりです。ただ今の説明に対し、御意見、御質問等ございませんか。

奥田委員 報告書案は事前に頂けますか。

事務局 事前に送付させていただきます。

川上委員長 事務局は、報告書案の作成及び今後の日程調整をよろしくお願ひします。
本日、予定されていましたが全て終了をしましたが、他に委員の皆様から何か御意見などございましたらいかがでしょうか。

(意見なし)

川上委員長 ないようですので、本日の懇話会における協議は以上とさせていただきます。それでは進行を事務局に戻します。

事務局 ありがとうございます。第4回の懇話会の日程が決まりましたら、改めて御案内しますのでよろしくお願いいたします。
それでは、これをもちまして第3回津市出張所機能の在り方検討懇話会を終了させていただきます。本日はありがとうございました。